

改 正 後

【平成〇〇年分】 保証債務の履行の ための資産の譲渡 の譲計(確定申告書付表)	譲渡者住所 氏名	住所 氏名	電話( ) 番号	電話( ) 番号	
	関与住所 税理士	住所 氏名	電話( ) 番号	電話( ) 番号	
保証債務の 明細	主たる債務者	住所又は所在地		氏名又は名称	
	債権者	住所又は所在地		氏名又は名称	
	保証債務の内容	債務を保証した年月日 年 月 日	保証債務の種類	保証した債務の金額 円	
	保証債務の履行に関する事項	保証債務を履行した年月日 年 月 日	保証債務を履行した金額 円	求償権の額 円	
	求償権の行使に関する事項	求償権の行使不能となった年月日 年 月 日	求償権の行使不能額 円	④のうち既に支払を受けた金額 円	
		年 月 日	円	円	
保証債務を履行する ため譲渡した資産の 明細	短期・長期の区分	短期・長期	短期・長期	短期・長期	
	資産の所在地番				
	資産の種類				
	資産の利用状況	資産の数量	㎡(株(口)・㎡)	㎡(株(口)・㎡)	㎡(株(口)・㎡)
	譲渡先住所又は所在地				
	譲渡先氏名又は名称	(職業)	(職業)	(職業)	
	譲渡した年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	譲渡資産を取得した時期	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	譲渡価額の総額	円	円	円	
	譲渡所得 (山林所得) のうち の と み な さ れ る 金 額	求償権の行使不能額 (上の④の金額)	円	譲渡所得又は山林所得のうち ないものとみなされる金額 円	円
各種所得の合計額		総所得金額 (申告書第一表の⑩の金額)(注1)	円	譲渡所得又は山林所得のうち ないものとみなされる金額 円	円
		分離課税の短期譲渡所得の金額 (申告書第三表の⑧の金額のうち、 短期譲渡所得の金額)	円	譲渡所得又は山林所得のうち ないものとみなされる金額 円	円
		分離課税の長期譲渡所得の金額 (申告書第三表の⑨の金額のうち、 長期譲渡所得の金額)	円	譲渡所得又は山林所得のうち ないものとみなされる金額 円	円
		株式等に係る譲渡所得等の金額 (申告書第三表の⑭及び⑮の金額)	円	譲渡所得又は山林所得のうち ないものとみなされる金額 円	円
		山林所得金額 (申告書第三表の⑯の金額)	円	譲渡所得又は山林所得のうち ないものとみなされる金額 円	円
退職所得金額 (申告書第三表の⑰の金額)		円	譲渡所得又は山林所得のうち ないものとみなされる金額 円	円	
合計		円	譲渡所得又は山林所得のうち ないものとみなされる金額 円	円	
求償権が行使不能となった事情の説明					

(注) 1 総合課税の長期譲渡所得又は一時所得のある人の「⑧」の金額は、申告書第一表の「⑩+(⑧+⑨)× $\frac{1}{2}$ 」の金額となります。  
 2 「各種の所得の合計額」欄は損益通算後の金額を、「譲渡所得又は山林所得の金額」欄は損益通算前の金額を、それぞれ記載してください。  
 3 「⑧」の金額は、譲渡所得、株式等に係る譲渡所得又は山林所得に関する各計算明細書の「必要経費」欄の上段に「⑯×××円」と二段書きしてください。詳しくは、税務署におたずねください。  
 (資6-12-A4統一)  
 (平成19年分以降用)

改 正 前

【平成〇〇年分】 保証債務の履行の ための資産の譲渡 の譲計(確定申告書付表)	譲渡者住所 氏名	住所 氏名	電話( ) 番号	電話( ) 番号	
	関与住所 税理士	住所 氏名	電話( ) 番号	電話( ) 番号	
保証債務の 明細	主たる債務者	住所又は所在地		氏名又は名称	
	債権者	住所又は所在地		氏名又は名称	
	保証債務の内容	債務を保証した年月日 年 月 日	保証債務の種類	保証した債務の金額 円	
	保証債務の履行に関する事項	保証債務を履行した年月日 年 月 日	保証債務を履行した金額 円	求償権の額 円	
	求償権の行使に関する事項	求償権の行使不能となった年月日 年 月 日	求償権の行使不能額 円	④のうち既に支払を受けた金額 円	
		年 月 日	円	円	
保証債務を履行する ため譲渡した資産の 明細	短期・長期の区分	短期・長期	短期・長期	短期・長期	
	資産の所在地番				
	資産の種類				
	資産の利用状況	資産の数量	㎡(株(口)・㎡)	㎡(株(口)・㎡)	㎡(株(口)・㎡)
	譲渡先住所又は所在地				
	譲渡先氏名又は名称	(職業)	(職業)	(職業)	
	譲渡した年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	譲渡資産を取得した時期	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	譲渡価額の総額	円	円	円	
	譲渡所得 (山林所得) のうち の と み な さ れ る 金 額	求償権の行使不能額 (上の④の金額)	円	譲渡所得又は山林所得のうち ないものとみなされる金額 円	円
各種所得の合計額		総所得金額 (申告書第一表の⑩の金額)(注1)	円	譲渡所得又は山林所得のうち ないものとみなされる金額 円	円
		分離課税の短期譲渡所得の金額 (申告書第三表の⑧の金額のうち、 短期譲渡所得の金額)	円	譲渡所得又は山林所得のうち ないものとみなされる金額 円	円
		分離課税の長期譲渡所得の金額 (申告書第三表の⑨の金額のうち、 長期譲渡所得の金額)	円	譲渡所得又は山林所得のうち ないものとみなされる金額 円	円
		株式等に係る譲渡所得等の金額 (申告書第三表の⑭及び⑮の金額)	円	譲渡所得又は山林所得のうち ないものとみなされる金額 円	円
		山林所得金額 (申告書第三表の⑯の金額)	円	譲渡所得又は山林所得のうち ないものとみなされる金額 円	円
退職所得金額 (申告書第三表の⑰の金額)		円	譲渡所得又は山林所得のうち ないものとみなされる金額 円	円	
合計		円	譲渡所得又は山林所得のうち ないものとみなされる金額 円	円	
求償権が行使不能となった事情の説明					

(注) 1 総合課税の長期譲渡所得又は一時所得のある人の「⑧」の金額は、申告書第一表の「⑩+(⑧+⑨)× $\frac{1}{2}$ 」の金額となります。  
 2 「各種の所得の合計額」欄は損益通算後の金額を、「譲渡所得又は山林所得の金額」欄は損益通算前の金額を、それぞれ記載してください。  
 3 「⑧」の金額は、譲渡所得、株式等に係る譲渡所得又は山林所得に関する各計算明細書の「必要経費」欄の上段に「⑯×××円」と二段書きしてください。詳しくは、税務署(資産税担当)におたずねください。  
 (資6-12-A4統一)  
 (平成18年分以降用)